

(3) 水道水

平成26年度の浄水場における浄水のトリハロメタンの濃度は、0.005～0.019mg/Lで水質基準である0.10mg/Lを十分満足していた(表3-9)。

【表3-9 浄水場のトリハロメタン測定値及びトリハロメタン生成能(平成26年度)】

(単位:mg/L)

| 浄水場              | 浄水のトリハロメタン測定値 | 原水のトリハロメタン生成能 |
|------------------|---------------|---------------|
| 吉川浄水場(滋賀県)       | 0.015         | —             |
| 蹴上浄水場(京都市)       | 0.019         | 0.025         |
| 村野浄水場(大阪広域水道企業団) | 0.005         | 0.039         |
| 猪名川浄水場(阪神水道企業団)  | 0.010         | —             |

※村野浄水場の浄水のトリハロメタン測定値は、第1送水ポンプ場と第2送水ポンプ場の平均値

※猪名川浄水場の浄水のトリハロメタン測定値は、I II系浄水の値

滋賀県企業庁 HP「水質試験年報(第36集)(平成26年度)」

京都市上下水道局 HP「平成26年度水質試験年報 第67集」

大阪広域水道企業団 HP「平成26年度水質試験成績並びに調査報告 第55集」

阪神水道企業団技術部水質試験所「調査試験年次報告(通第63号)平成26年度(2014)」

より作成

9. 病原性微生物等による汚染

平成8年6月に埼玉県越生町において、我が国で初めて、水道水によるクリプトスポリジウムによる集団感染症が発生した。クリプトスポリジウムは感染性の原虫で、経口摂取により感染し、感染すると腹痛を伴う下痢が3日から1週間続く。健康な人は正常な免疫機構が働き自然治癒するが、免疫力低下者では重篤になる。

厚生省(現 厚生労働省)では、同年10月に「水道におけるクリプトスポリジウム等暫定対策指針」を策定し、水道水源の汚染のおそれがある場合の予防対策や感染症が発生した場合の応急対応について定め、都道府県を通じ水道事業者等へ周知した。平成9年10月には「クリプトスポリジウム等原虫類総合対策」を策定している。また、平成19年3月に水道施設の技術基準が改正され新たに紫外線処理がクリプトスポリジウム等への対策に位置づけられた。さらに、同年4月に「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」(平成19年3月30日健水発第0330005号)により、指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について通知された。